

泉佐野市田尻町清掃施設組合新ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会の  
会議の傍聴に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、泉佐野市田尻町清掃施設組合新ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）の会議を公開することにより、会議のより透明かつ公正な運営の確保を図り、もって地域住民等の知る権利の保障に資するため、会議の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

(定員)

第2条 会議の傍聴定員は、10人とする。

(傍聴の手続)

第3条 会議の傍聴を希望する者（以下「希望者」という。）は、傍聴の遵守事項を承諾した上で、申込みを行うものとする。この場合において、希望者は、受付で氏名、住所、連絡先及び年齢を受付簿に記入しなければならない。

2 会議の傍聴の受付は、開催予定時刻の30分前から開始し、開催予定時刻の5分前に終了する。

3 会議の傍聴の決定は、先着順とする。

4 会議の傍聴が認められた者（以下「傍聴者」という。）は、委員会事務局職員の指示に従い会場に入るものとする。

(入場の制限)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会場に入ることができない。

(1) 危険物又は笛、太鼓等の楽器類その他の会議の妨げになると認められる器物を所持している者

(2) 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメット等を着用し、又はプラカード、旗、のぼり等を掲出している者

(3) 酒気を帯びていると認められる者

(4) 前3号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなる行為をす  
るおそれがあると認められる者

2 会長は、必要があると認めるときは、委員会事務局職員に前項各号に規定する物品等を携帯しているか否かについて、希望者に質問し、又は検査させることができる。

3 会長は、前項の規定による質問又は検査に応じない者については、会議の傍聴は認

めない。

(傍聴者が遵守する事項)

第5条 傍聴者は次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、第4号に掲げる事項については、会長の許可を受けたときは、この限りでない。

- (1) みだりに席を離れ、又は会場内を立ち歩かないこと。
- (2) 発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメット等の着用、プラカード、旗、のぼり等の掲出その他の示威的行為をしないこと。
- (4) 会場内での動画撮影、音声録音及び写真撮影は行わないこと。
- (5) 携帯電話、スマートフォンその他音を発する機器類の電源を切ること。
- (6) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

2 傍聴者は、会議が非公開とされたときは、会場から退出しなければならない。

(秩序の維持)

第6条 会長は、会議の秩序を維持するため、傍聴者が前条第1項各号のいずれかに該当したと認める場合において、違反者に注意し、違反者がこれに従わないときは、その者を退場させることができる。

(報道関係者の特例)

第7条 報道関係者の会議の傍聴については、必要に応じ、第2条の規定とは別に、報道関係者の定員を設けるものとする。

2 報道関係者の動画撮影、音声録音及び写真撮影については、会長が認める範囲内において行うことができる。

(資料の配布等)

第8条 傍聴者には、会議資料又はその概要(以下「会議資料等」という。)を配布する。

2 傍聴者は、会議終了後、前項の規定により配布された会議資料等を返却しなければならない。

附 則

この要綱は、令和4年12月22日から施行する。